	基本手当	高年齢求職者給付金	特例一時金	日雇労働求職者給付金（普通給付）	日雇労働求職者給付金（特例給付）
対象者	一般被保険者	高年齢被保険者	短期雇用特例被保険者	日雇労働被保険者	日雇労働被保険者
受給資格	離職の日以前2年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して12か月以上であったこと ※特定受給資格者及び特定理由離職者が失業した場合は、離職の日以前1年間（算定対象期間）に被保険者期間が通算して6か月以上であったこと	離職の日以前1年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して6か月以上であったこと	離職の日以前1年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して6か月以上であったこと	失業の日の属する月の前2か月間に、印紙保険料が通算して26日分以上納付されていること	次の①・②のいずれにも該当するときであって、公共職業安定所長に申し出ていること ①継続する6か月間（以下、「基礎期間という」）に印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていること ②基礎期間のうち後の5か月間に日雇労働求職者給付金（普通給付）の支給を受けていないこと ③基礎期間の最後の月の翌月以後2か月間（申出をした日が当該2か月の期間内にあるときは、同日までの間）に日雇労働求職者給付金（普通給付）の支給を受けていないこと ※申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後4か月の期間内に行わなければならない
算定対象期間の延長	算定対象期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった被保険者は、その日数が加算され最長4年まで延長される ※厚生労働省令で定める理由 ① 事業所の休業　② 出産　③ 事業主の命による外国における勤務　④ ①～③に準ずる理由であって、職安所長がやむを得ないと認めるもの			－	－
被保険者期間の算定方法等	①離職の日からさかのぼって区切られた1か月の期間に賃金支払基礎日数が11日以上あるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるものを被保険者期間の1か月として計算する ②1か月ごとに区切っていくことにより1か月未満の期間が生じる場合には、その期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内の賃金支払基礎日数が11日以上あるとき又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるときは、被保険者期間の2分の1か月として計算する		資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用されたものとみなし、1歴月中に賃金支払基礎日数が11日以上ある月又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるときは、を被保険者期間の1か月として計算する	－	－
被保険者期間に含まれない期間	①最後に被保険者となった日前（今回の会社に入る前）に、受給資格・高年齢受給資格・特例受給資格を取得したことがある場合は、当該離職日以前における被保険者であった期間（基本手当もらう・もらわない関係なく通算されない） ②被保険者の資格取得の確認があった日の2年前の日（※）前における被保険者であった期間 ③被保険者が教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合は、休暇開始日前における被保険者であった期間 （※）次のいずれにも該当する者（a.に規定する事実を知っていた者を除く。）については、「確認のあった日の2年前の日」とあるのは、「被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。 a.その者に係る被保険者資格取得の届出がされていなかったこと。 b.被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前に被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。 （事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及適用される）			－	－
待期期間	失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む）が通算して7日			各週につき、職業に就かなかった最初の日	
失業の認定	①原則、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行われる ②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者は、1か月に1回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く）について行われる	一時金で支給されるため、失業の認定は1回限り ※離職日の翌日から起算して1年を経過する日までに職安所に出頭し、求職申し込みをした上、失業の認定を受ける	一時金で支給されるため、失業の認定は1回限り ※離職日の翌日から起算して6か月を経過する日までに職安所に出頭し、求職申し込みをした上、失業の認定を受ける	その者の選択する公共職業安定所において、日々その日について行われる	管轄公共職業安定所において、支給の申出をした日から起算して4週間に1回ずつ行われる
受給期間	①離職の日（基準日）の翌日から起算して1年 ②所定給付日数が300日を超える受給資格者は、1年＋300日を超えた日数	離職の日の翌日から起算して1年	離職の日の翌日から起算して6か月	－	－

SAMPLE